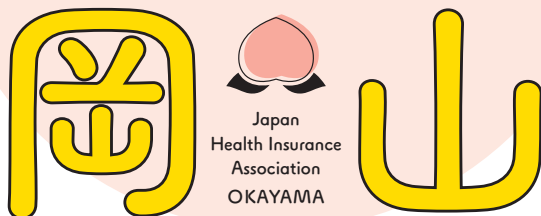


協会けんぽ



令和6年



月号



クイズ

けんぽ de

Q

こたえは裏面へ→

問題

健康診断で特定保健指導の対象になってしまった。どんな指導をされる？

- A 次の健康診断まで2ヶ月に1回面談し、メタボ改善に取り組んでいるか確認される
- B 取り組みの内容やスケジュールの相談ができる

健康保険に関するタイムリーな話題をお届け！職場内で回覧してください

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」 をご利用ください

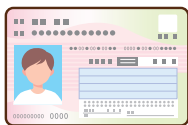
9月2日（月）から

協会けんぽでは、

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。



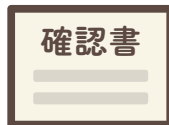
マイナ保険証



資格情報の
お知らせ



資格確認書



オンライン
資格確認



…等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

お気軽に
ご利用
ください！

TEL 0570-015-369

〔開設時間〕 8:30～17:15（土日祝日を除く）



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

対応言語

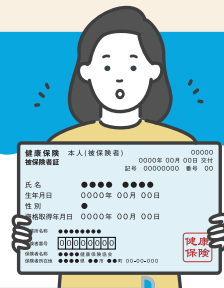
英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語



マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、
国のマイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178 をお願いします。

資格喪失後の健康保険証は必ず返却を！

退職などで使えなくなった以前の健康保険証がお手元にある方はいらっしゃいませんか？
資格がなくなった健康保険証は無効となり、使用できません。（ご家族の方も同様です）



健康保険証が 使えなくなるとき



被保険者（加入者ご本人）

- 退職した日の翌日以降
- 75歳になった日以降

被扶養者（被保険者のご家族）

- 就職等により被扶養者でなくなった日以降
- 被保険者が退職した日の翌日以降
- 被保険者もしくは被扶養者が75歳になった日以降



もし誤って使ってしまうと…

協会けんぽ負担分（7割～8割）を
返納金としてご返還いただくようになります。

被保険者の みなさまへのお願い

退職した場合は、退職したお勤め先の事業主さまへ健康保険証（ご家族分も含む）をご返却ください。

事業主の みなさまへのお願い

- 退職される方に、退職日の翌日以降は健康保険証が使用できない旨をお伝えください。
- 回収した健康保険証は、資格喪失届と併せて速やかに日本年金機構へご返却ください。

健康経営優良法人認定を目指している事業所さまへ

経済産業省が行っている「健康経営優良法人 中小規模法人部門」の認定を目指している事業所さまは、従業員さまの健康づくりに取り組む「健活企業」の宣言が必要です。

まだ「健活企業宣言」されていない事業所さまは、早めに宣言をしませんか



「健活企業宣言」の方法

1

健活企業カルテを参考に
「健活企業宣言書」と「チェックシート」を
記入し、協会けんぽ岡山支部へ提出

※健活企業カルテは、協会けんぽに
ご連絡いただきますと送付いたします。



+



2

「健活企業」として



3

宣言を社内外へ発信し、
職場内の健康づくりの
取り組みをスタート！



4

翌年度には、
協会けんぽより送付する振り返りシートで、
社内の取り組み状況を確認し、継続と改善



『健活企業宣言』についてはこちらから

協会けんぽ 健活宣言について



【クイズ けんぽ de Q】こたえ：③ 取り組みの内容やスケジュールの相談ができる

特定保健指導では、保健師や管理栄養士がご自身の体質や生活環境・生活リズムも含め、無理なく継続できる改善策と一緒に考えていきます。特定保健指導の目標は、ご自身が取り組みに納得し、「健康になりたい」という前向きな気持ちで行動していただくことです。

タイムリーな
情報をお届け！



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階

☎086-803-5780

【受付時間】8:30～17:15（土・日・祝・年末年始を除く）

協会けんぽ 岡山

スマホやパソコンで
気軽に楽しんでいただける
健康情報を月2回配信！
健康に関するコラムや
お役立ち情報をお届け！

LINE

メルマガ

